

高岡市男女平等問題処理委員会

・男女平等・共同参画の推進に関する市の施策に対する苦情がある場合

・性別による差別的取扱い等により人権侵害の問題が生じた場合

このような場合に、

何をしたらよいかわからない。
どこに言えばよいかわからない。
おおげさにしたくない。
自分の名前を知られたくない。

と、ひとりで悩んでいたり
我慢していたりしませんか？

男女平等問題処理委員会へ申し出ることができます。

高岡市

高岡市男女平等問題処理委員会とは？

市民や事業者等の皆さんからの次に掲げる場合の申出をお受けし、公平・中立的な立場で、適切かつ迅速に処理するため、高岡市男女平等推進条例に規定し設置されている機関です。

必要に応じて調査等を行い、その結果、必要があると認めるときは、市に意見の表明や是正勧告、関係者に助言、是正の要望を行います。
また、他の専門機関に引継ぐこともあります。

どんな場合に申出ができるの？

1 市が実施する男女平等・共同参画の推進に関する施策又はその推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情がある場合等

市の男女平等・共同参画を進める取組みについて意見や要望がある。

市が行っていることで男女平等・共同参画に影響があると思うものがある。

2 性別による差別的取扱いその他の男女平等を阻害する要因により人権侵害の問題が生じた場合

職場や学校、団体などで性別によって差別的な扱いを受けている。

職場や学校、団体などでセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害を受けている。

申出ができない場合

- (1) 判決、裁決等により確定した事案
- (2) 裁判所において係争中又は行政庁において不服申立て審理中の事案
- (3) 地方公共団体の議会に対する請願又は陳情の事案
- (4) 処理委員会が行った処理に関する事案
- (5) 人権侵害のあった日から 1 年を経過している事案（正当な理由があると処理委員会が認めるときは、この限りでない）
- (6) 調査することが適当でないと処理委員会が認める事案

申出ができる人

市内に住所を有する方
市内の事務所又は事業所に勤務する方
市内の学校に通学する方
市内に事務所又は事業所を有する法人
その他民間団体

申出の方法

書面での申出が原則です。(メール等での申出は受付できません。)
申出書に必要事項を記入して、下記へ提出(郵送可)してください。
申出書は、次の事務局でお渡ししているほか、下記のホームページからダウンロードすることもできます。制度・内容についても、お気軽にお問い合わせください。

〒933-0023 高岡市末広町1-7 ウイング・ウイング高岡6階 男女平等・共同参画課内
高岡市男女平等問題処理委員会事務局
0766-20-1812 Fax 0766-20-1815

<http://www.city.takaoka.toyama.jp/kikaku/0208/index.html>

<http://www.city.takaoka.toyama.jp/kikaku/0208/file/sinseisyo.pdf>

処理等の概要

